

1. 計画のポイント

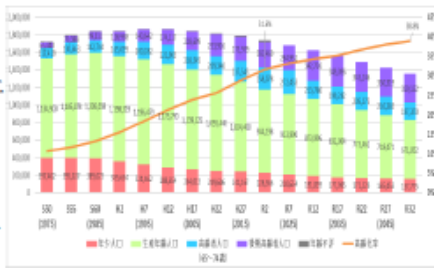
● 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題への対応を図る。

- 6事業目として「新興感染症の発生・まん延時における医療」を新たに追加。
- 5疾病5事業及び在宅医療においても、新興感染症発生・まん延時における医療体制の確保について追加。
- 人と動物、環境の健全性を一体的に守る「ワンヘルス」の理念について新たに記載。

● 超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築

第7次計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携を図るとともに、医療の質の向上や効率化を図る観点から、ICTの活用や医療分野のデジタル化を推進する。要介護状態の要因の一つである骨折について、本県の現状などを踏まえて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を支援する。



● 二次保健医療圏における計画の推進に向けて(圏域編)

これまで、二次保健医療圏ごとに策定していた「地域保健医療計画」について、地域の課題と取組の方向性を「圏域編」としてまとめ、本計画へ統合する。

● ロジックモデルを用いた計画策定による政策循環の強化

政策循環(PDCAサイクル等)の仕組みを一層強化するために、国の医療計画作成指針で示された「ロジックモデル」のツールを活用して作成する。

3. 保健医療圏の設定と基準病床数

● 二次保健医療圏

第7次保健医療計画における二次保健医療圏(10圏域)を引き続き維持する。

● 基準病床数と既存病床数 ※()内は既存病床数

- ◇療養病床及び一般病床 18,728床 (23,090床)
- ◇精神病床 6,812床 (8,689床)
- ◇結核病床 21床 (69床)
- ◇感染症病床 44床 (44床)



2. 基本構想

基本目標

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための持続可能な保健医療体制の構築

柱1

生涯を通じた健康づくり

柱2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

柱3

地域の保健医療を支える人材の確保・育成

柱4

地域における健康危機への対応

4. 計画の主な取組

● 新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備

これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、当該対応と同等の医療体制等を迅速に構築することを目指し、平時から医療機関の機能及び役割に応じた協定締結を実施する。新興感染症発生時に、県民が適切に医療を受けられる体制を構築する。

● 医療情報の提供・ネットワーク化【くまもとメディカルネットワークの推進】

加入者30万人を目指し、更に関係団体、市町村等と連携した普及啓発を実施する。がん医療、周産期・小児医療等、各分野での活用促進による医療・介護連携強化を図る。

● 在宅医療の推進

在宅医療提供体制の充実を図るために、「在宅医療サポートセンター」及び「訪問看護総合支援センター」等と連携し、人材育成や好事例の展開などを進める。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、専門職及び住民向けの普及啓発に取り組む。

※ACPとは、今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのこと。

● 地域の保健医療を支える人材の確保・育成

【医師】 ※別冊を統合

医師の地域偏在の状況等を踏まえ、関係医療機関と連携し、自治医科大卒業医師や修学資金貸与医師等、地域医療を支える医師の養成・確保に取り組む。周産期、小児医療を担う医師の確保のための取組を更に推進する。

【歯科医師】

地域において関係者と連携して歯科医療提供体制を整備するとともに、人材育成のための研修に取り組む。また、かかりつけ歯科医の必要性について県民への普及啓発を実施する。

【薬剤師】

県内の薬剤師の就業状況等を把握するとともに、潜在薬剤師の復職支援、就職説明会等により薬剤師の確保に取り組む。また、薬剤師不足地域への派遣等、地域の実情に応じた薬剤師確保対策を実施する。

【看護職員】

看護職員の新規及び再就業を促進し、看護職員の定着を図るとともに、認定看護師等の育成を支援し、看護職員の資質向上に努める。災害や新興感染症まん延時など有事の際の看護職員確保に取り組む。

その他の医療従事者の確保・育成の推進(管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士等)

第8次熊本県保健医療計画概要

～分野ごとの主な取組～

◎は新興感染症発生・まん延時の医療提供体制

生涯を通じた健康づくり

- より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善
 - ・健康的な食生活の推進
 - ・身体活動・運動の推進
- 生活習慣病の早期発見・対策
 - ・特定健診実施率向上に向けた取組の推進
 - ・特定健診・特定保健指導の実施体制の強化
- 生活機能の維持・向上
 - ・高齢者の食を通じた健康づくりの推進
 - ・こころの健康づくりの推進
- 社会環境の質の向上
 - ・自然に健康になれる環境づくり
 - ・健康情報が入手・活用できる環境づくり

糖尿病

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 重症化予防の推進
- 保健医療提供体制の整備
- ◎感染症のまん延や災害等を見据えた糖尿病対策の推進

災害医療

- 災害医療提供体制の強化
- 災害拠点病院を中心とした体制の強化
- 災害時の精神保健医療提供体制の整備
- 備蓄医薬品の適正管理・医薬品等の供給体制及び生活衛生環境の確保
- 災害時の保健活動体制の整備
- 災害時のリハビリテーション体制の整備

がん

- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- 患者本位で持続可能ながん医療の提供
- がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
- これらを支える基盤の整備
- ◎感染症のまん延や災害等を見据えたがん対策の推進

精神疾患

- 精神科医療機関の医療機能の明確化・相互の連携
- 精神科病院の入院患者の減少・退院率の上昇
- うつ病・躁うつ病に係る相談及び診療体制の強化
- 児童・思春期精神疾患に係る診療体制の確保
- 依存症に係る診療体制及び支援体制の確保
- ◎新興感染症の発生・まん延時における精神科医療提供体制の確保

へき地の医療

- 無医地区・無歯科医地区における住民の医療の確保
- 無薬局町村等における医薬品の提供体制の確保
- へき地拠点病院の機能強化・運営支援
- へき地診療所の運営支援
- へき地の救急搬送体制の強化
- へき地医療支援機構の機能強化及び地域医療支援センターとの緊密な連携
- へき地医療を支える医師の確保及び総合診療専門医の養成・支援

脳卒中/心筋梗塞等の心血管疾患

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 医療提供体制の強化
- 周知啓発・情報提供の推進
- ◎新興感染症発生・まん延時や災害時等の有事における医療体制の整備

救急医療

- 初期救急医療体制、二次救急、三次救急医療体制の強化
- 適切な機能・役割分担による救急医療体制の強化
- ドクターヘリ等救急搬送体制の強化
- ◎新興感染症発生・まん延時における救急医療体制の整備

周産期医療/小児医療

<周産期医療>

- 早産予防対策の充実
- 周産期医療提供体制の充実
- NICU退院児等の在宅移行支援体制の構築
- 出産後の切れ目のない支援体制の整備

<小児医療>

- 小児救命救急医療体制の整備
- 夜間・休日の相談対応及び適切な受診の促進
- 児童虐待対応体制の整備

<共通>

- 災害時小児・周産期医療提供体制の強化
- ◎新興感染症発生・まん延時の医療体制整備

その他の保健医療体制等 ～主な取組～

- 外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）
 - ・外来医療の分化・連携の推進
 - ・外来医療を担う医師の確保

- 医療安全対策
 - ・医療安全管理者の設置と医療事故調査制度に係る理解の促進

- 移植医療
 - ・臓器移植及び骨髄移植に関する普及啓発の充実

- 血液の確保
 - ・若年層への普及啓発の強化
 - ・血液製剤の使用適正化の推進

- 認知症
 - ・早期診断・対応のための体制整備や認知症対応力向上の促進

- 難病
 - ・医療提供体制の充実
 - ・難病患者の社会参画、就労環境の整備

- アレルギー疾患
 - ・医療提供体制の充実
 - ・医療従事者等の資質向上

- 歯科保健医療
 - ・第5次歯科保健医療計画に基づく歯と口の健康づくりの推進

- 母子保健
 - ・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備
 - ・プレコンセプションケアの推進

- 高齢者保健医療福祉
 - ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に基づく高齢者の保健医療福祉施策の推進

- 障がい保健医療福祉
 - ・第6期障がい者計画に基づく発達障がい児(者)や医療的ケア児等への支援の充実

- 感染症対策
 - ・平時からの健康危機に対する対応能力の向上
 - ・ワンヘルスに関する取組の検討
 - ・結核対策の推進

- 食品、医薬品等の安全対策
 - ・食品事業者による自主的な衛生管理の向上
 - ・医薬品等の適正使用の推進